

第1 観光振興について

1 DMOの活動促進と財源の充実その他観光行政推進体制の強化

- (1) 観光振興の目的を実現するためには、利便性の高いインフラの整備、魅力ある環境と景観の形成、魅力ある食と特産品（その土地ならではの農林水産物や購買意欲を喚起する特色ある工芸品等）の開発等によって、いわばその地域の総合力を向上させ、その魅力を国内外に発信することが必要である。

よって福岡県における観光行政は、第2期九州観光戦略など九州の統一的ビジョンを踏まえ、企画・広報部門、農林水産部門、商工業部門、建築土木部門など各行政部門が一体となって、農林水産業の振興、中小企業の育成、インフラ整備等といった各分野の成長戦略と整合する県の統一的なビジョン・戦略の下に、総合的に推進すること。

- (2) その際、県の各行政部門は、九州観光推進機構や市町村のDMO（観光マーケティング・マネジメント機関）が企業とのコラボレーションの下に実施する広報事業を支援し、かつ、これを県の各種産業政策に効果的に活用するなど、観光産業と各分野の産業の相乗的振興を促進する施策を講じること。その他、より高い経済効果の実現を明確な目標として設定し、観光客の増加が幅広い事業者の売り上げ増等に直結する施策を講じること。
- (3) 九州観光推進機構に対し、行政部門からの助成金に頼らず、会費収入や自主事業収入（ロゴマーク使用料、地域の観光資源とタイアップした食品、アミューズメント商品、さらには自動車なども含む幅広い観光関連商品の広告作成など）を充実させるよう求めること。
- (4) 市町村のDMOに対しても、その組織強化と自主財源となる独自の商品開発を支援するとともに、国に対し、DMOの自主事業収入に関する免税措置その他の優遇措置を講じるよう求めること。

2 観光行政推進のための新たな財源措置

国に対し、観光振興目的の観光税、交付金など、地方が自主的に使用できる新たな財源措置の創設を求めるとともに、観光行政の予算執行に当たっては、県民の理解を得られるよう、その使途と効果を明示すること。

3 世界遺産候補など各地域独自の観光資源の開発と情報発信等における関係機関の連携と支援

「明治日本の産業革命遺産 九州・山口と関連地域」や「宗像・沖ノ島と関連遺産群」の世界遺産申請の取組など、地域が主体となり、その観光資源を最大限に活用して地域の観光振興やまちづくりを進めようとする取組について、次のような支援措置を講じること。

- (1) 九州観光推進機構や九州各県とも連携し、観光資源や地域の魅力の発掘及び発信に関する豊富な知見・経験を有する専門家を市町村や市町村のDMOに派遣する制度の創設等、地域レベルのDMOの体制を支援し、又は補完する施策
- (2) 九州観光推進機構と九州各県のDMOとの共同による総合的ポータルサイトの開設と九州に関心を持った利用者が求めるあらゆる情報に容易にアクセスできる仕組み構築の支援
- (3) いつでも、どこでも、スマートフォン等により豊富な観光情報やグルメ情報など関連する地元情報に容易にアクセスできるようにする公共無線LAN（Wi-Fi環境）の充実。

また、観光資源の現地において、ガイドや案内板を補完する詳細な情報を音声案内の形式で常時発信し、スマートフォン等で受信できるようにする仕組みの構築

- (4) 世界文化遺産や記憶遺産等の登録を受けた、又はその候補にふさわしいと認められる特に優れた観光資源の管理・保全経費に対する助成措置

4 九州各県、各都市及び地域の連携と競争による「観光王国九州」ブランドの確立

- (1) 九州各県の農林水産物や工業製品等のプロモーションをはじめ、より幅広く九州の各種産業で統一的に使用できるよう、例えば、九州7県の地形に7つの星を配したイラストに「Kyushu Seven stars」の文字を重ねる等、九州の連携を象徴しつつ、世界に向けた発信にふさわしく「Kyushu」が記憶に残る、印象的なロゴマークを九州各県の共同・競作によって作成し、普及させること。
- (2) 世界における観光地「九州」のブランド力を高めるため、そのゲートウェイとなり、また、観光拠点都市となることを目指す福岡は、まさに「九州」の顔となることを目指してそれぞれの「まち」の魅力、観光資源のレベルを向上させるとともにインバウンド客の受入機能を高める必要があり、県は、その取組を促進し、支援すること。
- (3) 九州の国際的なブランド力を高めるまちづくり、地域づくりを一体的に進めるため、県と市町村、さらには隣接する県や国の関係省庁が、権限や所管の枠を超えて連携・協力する場の設置を関係機関に働きかけること。
- (4) 現在、福岡県と福岡市は、隣接するそれぞれの都市公園を一体的に運営するセントラルパーク構想を推進しているが、この構想をさらに発展させ、国と県及び福岡

市が一体的に、例えば、「セントラル美術館」を設置して、この地域を九州国立博物館との相乗的な集客効果が期待できるような国際的芸術文化センターとして整備する等、世界レベルの観光資源の開発に取り組むこと。

5 九州の主要都市や観光地の交通混雑と環境悪化を低減させる交通体系の導入

- (1) 県内主要都市や観光地における自動車による交通混雑と環境汚染を低減し、住民と観光客に優しいまちづくりを進めるため、軌道系幹線網の各駅から広範囲な目的地に向け、最短時間で水素自動車や電気自動車等の無公害又は低公害型のバス・タクシー、さらに水素自動車レンタカーシステム等に最短時間で乗り換えることを可能とし、きめ細かく住民や観光客の移動を確保できる環境配慮型交通ネットワークを県の主導により構築すること。
- (2) パークアンドライドを促進するため、対象駐車場等への固定資産税の減免を行う自治体への支援措置を講じ、また、国に税制上の優遇措置を求めること。
- (3) 九州の豊かな自然環境と環境問題に長年の経験と技術を持つ北九州市の世界的なブランドイメージを活かし、同市との連携の下に「環境先進アイランド九州」を九州の統一的な観光ブランドの一つとして世界に向けて発信するよう、九州各県に働きかけること。

第2 農林水産業の経営力の強化について

1 意欲的に輸出に取り組む農業経営者への支援強化

- (1) 九州の農林水産物及びその加工品の輸出戦略の司令塔となり、マーケティングから販売まで一貫して担う商社機能を有する組織の設立や流通システム等の経営資源の共同化等により、産地間連携と農林水産業経営の効率化を進める仕組みを構築するべきであり、その方策として、まず、福岡県が率先して、「九州農産物通商・福岡」を設立すること。さらに各県にも同様の組織の設立を提唱し、グループ化により経営戦略の統合を図ること。
- (2) 九州農産物通商・福岡等に対しては、事業継続のための経営戦略として九州以外の地域の産物も取り扱うことはやむを得ないものの、あくまでも農林水産王国「九州」の世界的ブランド確立をビジョンとし、九州の農林水産物及びその加工品のシェア拡大をミッションとして運営するよう求めること。
- (3) 観光と食は一体となって相乗効果を発揮することを踏まえ、共通の戦略の下にそれぞれの魅力、ブランド力を高める取組を推進するため、九州農産物通商・福岡等と九州観光推進機構を連携させる方策を講じること。

2 新品種、新加工食品等の開発による新たな需要の創造

- (1) 各県の農林水産系及び商工系の試験研究機関や民間企業に参加を求め、オール九州の共同プロジェクトとして、「九州」特産の品種や加工食品の開発を行うこと。
- (2) また、このプロジェクトを契機として、県の組織を超えた研究職の人事交流を進めることにより、その知識・経験の融合を図り、併せて良好な競争環境を作り出すこと。

3 農林水産物・食品の輸送を担う物流業界への支援強化

農林水産物・食品の輸送コストを安定化させ、その円滑な流通を確保するとともに、輸出促進の取組を支援するため、燃料油高騰に対する物流業界への支援措置を講じること。

4 国家プロジェクトとしての農林水産振興事業の推進と九州ブランドの確立

- (1) 本県及び九州が強みを持つ商品について、国に国家プロジェクトによるジャパンブランドの確立を求めるとともに、本県はじめ九州を当該商品の輸出拠点とし、更にその中で、本県産品を国際的なプレミアムブランドとする取り組みを行うこと。
- (2) 九州各県と連携し、農林水産物の海外プロモーションを共同で実施するとともに、九州ブランドの確立に向けて、まず、本県の農林水産物のブランド名に「九州」を併記する表記方法を検討すること。

5 林業の機械化促進や新しい林業技術の開発による経営コストの削減及びアジアに向けた九州産木材の輸出促進やバイオマスエネルギー利用による需要創出

- (1) 本県の工業技術センター等と大学・企業が連携し、九州の森林の実情に適した新しい林業機械及び林業技術の開発や木材のバイオマス利用の促進に向け、高効率バイオマスエネルギー設備や低コストの木材チップ生産設備の開発等に取り組むこと。
- (2) 九州各県に、最先端の林業技術や経営手法を習得した後継者を育成する林業大学の共同設置を提案すること。

第3 先端中小企業の育成と九州の経済を支える多様なエネルギー供給戦略等について

1 新規事業にチャレンジする経営者への支援

自らグローバルな成長を目指す先端企業を育成するため、中小企業が必要とするあらゆる情報をワンストップで提供するとともに、当該企業の実情を的確に分析し、必要と認められる分野において豊富な経験と高度な専門知識を有する専門家を新規

事業が軌道に乗るまでが継続的に派遣する制度のプラットフォームとなる民間主体の組織の設立を九州各県及び経済界に呼びかけ、九州全域で試行するとともに、その全国版の組織化を国に求めること。

2 将来の企業家を目指す若者の育成

- (1) 将来の起業家育成を目的としてわが国と海外の学生、若者の継続的交流の場を設ける取組を大学、企業との連携により創設し、その事業費及びわが国の若者の参加経費に対する助成を行うこと。
- (2) このような企業家育成の取組に参加した若者が国内で起業する際の事業資金に対する助成措置を創設すること。
- (3) 本県はじめ九州で学ぼうとする優秀な国外の若者に対しても、当該各国において設立され、あるいは今後本県等が設立を促進する留学生等OB会への加入を条件として、奨学金や研修助成金等の支援策を講じること。

3 中小企業の成長と安定的な事業継続を支える人材確保の支援

- (1) 市町村や住宅供給公社等と連携し、中小企業の立地を目指す地域の隣接地に、低廉な家賃に加えて保育サービスも受けられる公的住宅の整備を進め、その情報を東京圏等の子育て（予備軍を含む。）世代に向けて発信し、その移住・転入を促進する仕組みを検討すること。
- (2) 中小企業の人材育成を支援するとともに、中小企業で働く若者の交流の場として、県の職員研修所や市町村の公共施設の空きスペース、合併により余剰となった庁舎等を活用し、県内中小企業の社員に対して無償で合同社員研修を提供する制度を創設すること。

4 地域主導による効率的で環境面でも優れた発電方式の実現

福岡県エネルギー政策研究会の検討結果を踏まえて県が果たすべき役割を実証する取組を行うとともに、九州全体における電力の安定供給に寄与するため、同研究会が実現可能性が高く、効率的で環境面でも優れた発電方式とするLNGによる火力発電の推進やコージェネレーションの利用促進等について、責任を持って早急に取り組むこと。

第4 空港、港湾等の機能強化その他インフラの整備について

1 アジアにおける中核的ハブ空港の整備と空港間の連携

- (1) 九州各県は、それぞれ独自の空港政策・ビジョンを有しているが、アジアのゲート

ウェーを目指す九州としては各空港の有機的な連携と活用を図る必要があることから、九州各県に呼びかけ、将来的なハブ空港問題の研究や各県の空港政策間の調整を検討する場を設定すること。

- (2) 北九州空港へのアクセス時間を短縮し、利用者の利便性を向上させるとともに、福岡空港と北九州空港の一体的運用を促進するため、国と連携し、両空港を高速道路で直結すること。
- (3) 北九州空港の国際線を強化するため、入国管理手続を簡素化（規制緩和）し、例えば、同空港に到着した人が高速道路により目的地へ移動する高速バスの車中で入国手続を行えるようにし、併せて、これを民間が代行する等の柔軟な対応を可能とする法整備を国に求めること。
- (4) 北九州空港への大型機による離発着を可能とするため、貨物用大型エプロンの整備や滑走路3000m化の早期実現に向けた取り組みを進めること。

2 国際拠点港湾及び重要港湾の特徴を生かした競争力強化と連携

- (1) 国際拠点港湾（博多港、北九州港）については、その特性を踏まえた役割分担により、将来的には両港湾が連携して現在の国際ハブ港湾に代替できるよう、大水深岸壁を含む国際戦略港湾並み機能の順次整備に向けた取組を進めること。
- (2) 各重要港湾については、後背地域の産業や地元関係者と行政が連携して当該港湾の整備を進め、その特徴を生かした運営等を行おうとする取組を支援すること。
- (3) 九州の港湾関係者や観光産業事業者と協力し、クルーズ船の寄港促進のため、迅速な入国審査、英語等の観光ガイドや観光バスの手配の円滑化、外国人にも分かりやすい案内表示の標準化等、ハード面・ソフト面のサービス向上策を研究し、共有すること。
- (4) クルーズ船が寄港する港湾については、国や関係自治体とも連携し、港又はその周辺（地下を含む。）に観光バスの駐車場・待機場を整備し、高速道路と港湾を直結する等、港と周辺の観光施設・商業施設等との交通アクセスを向上させる取組を進めること。

3 環境配慮型交通ネットワークの構築

- (1) 無公害エネルギーである水素を活用する燃料電池の普及を促進するため、水素ステーション（燃料電池自動車、家庭・小規模事業者の自家発電燃料電池等用）の重点整備地域の整備を進め、その効果の検証と低コスト化に向けた取組を進めること。
- (2) 安全性が十分に確保され、かつ、低コストの水素ステーションの実証施設を県有施設等において整備し、水素自動車による公共的レンタカーシステムの試験的導入を検討すること。

4 中山間地域等における交流施設の整備

安全と利便性に関する高度な基準を満たし、安心して利用できるオートキャンプ場の公設民営による整備等、農山漁村でのグリーンツーリズム推進に向けた市町村や民間企業の取組を支援すること。

5 既存ストックを活用した住宅インフラ等の整備と住替えの推進

都市郊外の既存住宅ストックの活用と人口減少対策、さらに中小企業の人材確保対策として、東京圏をはじめとする大都市の子育て世代の県内への移住・転入を促進するため、例えば、次のような施策を講じること。

- (1) 郊外住宅団地の中古住宅の居住環境を改善しようとする市町村の施策の支援
- (2) 専門の不動産業者等の協力も得て、移住の希望を有する世帯が大都市で保有するマンションなどの資産売却をサポートしたり、住替え先とする本県の住宅地域において、就労支援（中小企業の求人情報の提供や合同面接会の実施等）や子育てサービスの提供等もセットして住替えのマッチングを行う仕組みの構築
- (3) 安定した家賃収入を保証する定期借家方式等で持ち家の賃貸を希望する高齢世帯から住宅を借り上げ、子育て世代に転貸するというスキームで住替え促進事業を行うおとする民間事業者への支援
- (4) 子育て世代の職住接近の観点から、郊外住宅団地やその周辺に新たな職場を誘致するための都市計画の変更（規制緩和）と市町村の庁舎等を含めた空きストック活用（企業への賃貸、インキュベーション施設の整備等）の取組への支援
- (5) コンパクトシティー化に伴い生活利便施設との距離が広がる地域の住民生活を支援するため、民間企業や団体と市町村が連携して取り組むソーシャルビジネス～例えば、デマンドサービス（利用者の需要に応じて提供する）方式による移動販売車、大型タクシー等の運行など～に対する支援

6 大規模災害に備えた基幹的広域防災拠点の整備、首都機能のバックアップ拠点としての機能・体制の整備等

- (1) 九州各県と連携して九州の基幹的広域防災拠点を整備すること。
- (2) この拠点整備に当たっては、官邸機能等の代替拠点として必要な施設や補助要員の派遣体制等も整備するなど、首都機能のバックアップ拠点としての機能も併せて整備し、国に対する誘致活動を行うこと。
- (3) さらに、自然災害への備えだけではなく、アジア防疫センター（仮称）を併設するなど、当該拠点を中心として、九州各県、更にはアジア各国も含めた連携体制の整備を進め、広域ブロックで、鳥インフルエンザ、口蹄疫等の「人と動物の共通感染症対策」やその他の防疫対策の実施に取り組むこと。

第5 スポーツの振興、スポーツ関連産業の育成等

1 各種の国際的スポーツ大会やそのキャンプ地の誘致

九州を広くスポーツのメッカとするため、規模の大小や健常者、障がい者、高齢者など参加対象者を問わず、様々な分野、種目の国際大会とそのキャンプ地、全国大会等を誘致するとともに、これを継続的なものとするため、九州各県に持ち回り開催を呼びかけること。

2 スポーツ関連産業、健康産業等のスポーツビジネスの振興

- (1) トップアスリートの養成等やスポーツ・フォア・オールの浸透によりスポーツのすそ野を広げる観点から、既存のプロ競技団体の取組を支援し、あるいは新プロ競技の誕生を促進する等、九州のスポーツビジネス（スポーツ関連産業、健康産業も含む。）市場の創出・活性化に向けて具体的な施策を検討するため、九州各県、経済界、大学等と連携し、協議の場を設置すること。
- (2) 県のスポーツ振興施策の実施に当たっては、スポーツ関連産業や健康産業の企業に協賛を呼びかけるなど、当該スポーツのスポンサー獲得に向けた取組やスポーツ振興の支援をしようとする企業と支援を望む競技団体等のニーズをマッチングさせる取組等、スポーツビジネス振興に向けた取組も併せて実施すること。

3 九州スポーツ振興財団（仮称）の設立

九州各県に呼びかけ、また、スポーツ・健康関連企業の資金協力を受けて、例えば、次のような事業を行う「九州スポーツ振興財団（仮称）」を設立し、その運営を支援すること。

- ① 引退したトップアスリートを雇用してプロコーチに養成し、各スポーツ少年団に派遣する等の地域のスポーツ振興事業の支援、プロコーチ集団によるスポーツアカデミーの設立・運営等
- ② 障がい者を含めたアスリートの養成と企業活動とのマッチング事業等

以上